広	島	県	収	受	
第    号					
- 3, 6, 28					
処理期限		月			日
分類記号	保	存年限	Į.		

薬 生 発 0628 第 7 号 令 和 3 年 6 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

## 染毛剤製造販売承認基準について

医薬部外品のうち、染毛剤の製造販売の承認については、「染毛剤製造販売承認基準について」(平成27年3月25日付け薬食発0325第33号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧基準」という。)により取り扱ってきたところですが、今般、旧基準の見直しを行い、別紙「染毛剤製造販売承認基準」(以下「本基準」という。)により行うこととしたので、下記の点にご留意の上、貴管下関係業者に対し、周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるようご配慮願います。

なお、本基準は、令和3年7月1日以降に製造販売承認申請される品目について適用します。また、本基準の施行に伴い、旧基準は廃止します。

記

- 1 染毛、脱染及び脱色の効能又は効果をうたう頭髪用の外用剤(医薬部外品)には、本基準が適用されること。
- 2 本基準に基づき製造販売承認を受けようとする者は、承認申請書の備考欄 に「染毛剤製造販売承認基準による」と記載すること。
- 3 この通知の発出の際、現に製造販売承認申請中のもの及び本基準の適用の 日前に製造販売承認申請がされたものについては、本基準に照らし所要の措 置をとらせること。
- 4 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、「旧基準」と



規定されているものは、「本基準」と読み替えるなど、必要な読替えを行った 上で、引き続き適用されるものであること。

5 本基準の内容については、科学的知見等の集積を踏まえ、原則、5年ごとに見直しを行うこと。